



(参 考 訳)

2025 年 11 月 28 日

国際サステナビリティ基準審議会 御中

## 公開草案『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案 に対するコメント

### はじめに

1. サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) (以下「我々」という。) は、2025 年 7 月に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表した公開草案『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案 (以下「本公開草案」という。) に対して、我々のコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。
2. 我々のコメントは、公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」 (以下「『SASB スタンダード』の公開草案」という。) に対する我々のコメント・レターにて表明している見解に基づいている。本コメント・レターは、「SASB スタンダード」の公開草案に対するコメント・レターとあわせて、参照されたい。
3. 我々のコメントは、以下の項において要約される。

### ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する我々の見解

4. 「SASB スタンダード」の公開草案に対する我々のコメント・レターの冒頭にて、我々は、ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿についての見解を表明している。本公開草案における具体的な提案に対する我々の見解は、「SASB スタンダード」の公開草案に対する我々のコメント・レターにおいて説明しているように、ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する我々の見解を反映している。

## 本公開草案に対する我々のコメント

### (IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する結果的修正)

5. 我々は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「IFRS S2 号の産業別ガイダンス」という。）と「SASB スタンダート」の気候関連の内容との整合性を維持する ISSB の提案、及び本公開草案の BC11 項に記載されているその提案の根拠には賛成する。
6. しかしながら、我々は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを修正する ISSB の提案については、「SASB スタンダート」（「SASB スタンダード」の気候関連の内容を含む。）を修正するにあたって提案されている全体的なアプローチについての懸念を有している。我々の懸念は、「SASB スタンダード」の公開草案に対する我々のコメント・レターにおいて、質問 1 に対する回答の中で表明している。

### (発効日)

7. 我々は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する結果的修正の発効日について、対応する「SASB スタンダート」の修正の発効日と同じになるように定める ISSB の提案には賛成する。
8. 同時に、我々は、本公開草案では、ISSB が IFRS S2 号の産業別ガイダンスを修正する際に、ISSB が「発効日」に関する要求事項をどのように含めることを提案しているのかが明確ではないことに留意している。我々は、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」することが要求される IFRS S2 号の産業別ガイダンスのバージョン、及び更新されたバージョンをより早く使用することが容認されるかどうかについては、IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の要求事項の一部として定められる必要があると理解している。なぜなら、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを含むガイダンスの情報源について、どのように使用されるべきかを規定しているのは、IFRS S2 号であるからである。
9. IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する変更のための準備に必要な期間に関して、我々は、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された我々の法域の国内基準では、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない IFRS S2 号の産業別ガイダンスのバージョンを明確にしていることに留意している。その結果、我々は次のことが必要となる。
  - (a) IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正内容について議論し、デュー・プロセスを経て、IFRS S2 号の産業別ガイダンスのバージョンを更新するために国内基準を修正する。

- (b) 修正された IFRS S2 号の産業別ガイダンスを我々の法域の公用語に翻訳した翻訳版を利用可能にする。
10. したがって、我々は、ISSB が発効日までにより長い期間を設けることを提案する。これは、ISSB 基準を適用する企業にとっての発効日と、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用する企業にとっての発効日が整合することを確実にする一助となる。また、より長い期間を設けることで、我々の法域の利害関係者が、変更に対応して準備するための十分な時間を確保することにもなる。
11. 本公開草案における個々の質問に係る我々のコメントについては、本コメント・レターの別紙を参照されたい。
12. 我々のコメントが ISSB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

サステナビリティ基準委員会 委員長

**質問 1—IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する結果的修正**

ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「SASB スタンダード」を修正する際に IFRS S2 号の産業別ガイダンスについて結果的修正を行うことを提案している。

「結論の根拠」の BC11 項から BC14 項に、本提案の根拠が記述されている。

ISSB が、SASB 公開草案で示した「SASB スタンダード」の修正を行うにあたって、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対して結果的修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

1. 我々は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の気候関連の内容との整合性を維持する ISSB の提案、及び本公開草案の BC11 項に記載されているその提案の根拠には賛成する。
2. しかしながら、我々は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを修正する ISSB の提案については、「SASB スタンダード」（「SASB スタンダード」の気候関連の内容を含む。）を修正するにあたって提案されている全体的なアプローチについての懸念を有している。我々の懸念は、「SASB スタンダード」の公開草案に対する我々のコメント・レターにおいて、質問 1 に対する回答の中で表明している。

**質問 2—発効日**

ISSB は、結果的修正の発効日を、「SASB スタンダード」の対応する修正の発効日と同じに設定することを提案している。ISSB は、本修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に発効日を設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。

「結論の根拠」の BC15 項に、本提案の根拠が記述されている。

本修正の発効日を設定し、早期適用を容認するという提案されたアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

3. 我々は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する結果的修正の発効日について、対応する「SASB スタンダード」の修正の発効日と同じになるように定める ISSB の提案には賛成

する。

4. 同時に、我々は、本公開草案では、ISSB が IFRS S2 号の産業別ガイダンスを修正する際に、ISSB が「発効日」に関する要求事項をどのように含めることを提案しているのかが明確ではないことに留意している。我々は、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」することが要求される IFRS S2 号の産業別ガイダンスのバージョン、及び更新されたバージョンをより早く使用することが容認されるかどうかについては、IFRS S2 号の要求事項の一部として定められる必要があると理解している。なぜなら、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを含むガイダンスの情報源について、どのように使用されるべきかを規定しているのは、IFRS S2 号であるからである。
5. IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する変更のための準備に必要な期間に関して、我々は、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された我々の法域の国内基準では、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない IFRS S2 号の産業別ガイダンスのバージョンを明確にしていることに留意している。その結果、我々は次のことが必要となる。
  - (a) IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正内容について議論し、デュー・プロセスを経て、IFRS S2 号の産業別ガイダンスのバージョンを更新するために国内基準を修正する。
  - (b) 修正された IFRS S2 号の産業別ガイダンスを我々の法域の公用語に翻訳した翻訳版を利用可能にする。
6. したがって、我々は、ISSB が発効日までにより長い期間を設けることを提案する。これは、ISSB 基準を適用する企業にとっての発効日と、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用する企業にとっての発効日が整合することを確実にする一助となる。また、より長い期間を設けることで、我々の法域の利害関係者が、変更に対応して準備するための十分な時間を確保することにもなる。

以 上